

国民健康 からのお



健康づくりのためのウォーキング

所得の低い方への

保険税軽減措置が拡充されます

国 国民健康保険は、国保加入者の皆さんが負担している保険税により運営されていますが、皆さんがより支えあえる制度としていくために、今年度次のように改正されました。

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されますが、この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税を軽減される人が拡大されることとなりました。

■ 軽減と基準額

① 5割軽減の拡大

・軽減対象となる基準額が引き上げられました。

これまで 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数※ 以下

改正後 基準額 33万円+26.0万円×被保険者数※ 以下

② 2割軽減の拡大

・軽減対象となる基準額が引き上げられました。

これまで 基準額 33万円+45万円×被保険者数※ 以下

改正後 基準額 33万円+47万円×被保険者数※ 以下

③ 7割軽減は変更ありません

これまでと同じ 基準額=基礎控除額 33万円

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含まれます。

保険証は正しく使用し 大切に保管しましょう

保険証（国民健康保険被保険者証）は、国保の加入者であることの証明書であり、加入者がお医者さんへかかる時の受診券の役割をはたすものですから、大切に保管し、正しく使いましょう。

保険証の交付を受けたら次のことに気を付けてください。

- ① 保険証の内容に間違いがないか確かめてください。
- ② 有効期限が切れた保険証やコピーなど、自分で書き直した保険証は使用できません。
- ③ 保険証の貸し借りをしたり、加入者以外の者が使用することはできません。
- ④ 治療や診察が済んだら必ず手元に保管してください。
- ⑤ 職場などの健康保険に加入したり、家族に異動があった場合は、役場住民課で手続きをしてください。

■ 問合せ 税務財政課税務グループ ☎74-3003
住民課国保医療グループ ☎74-3002